

## 活性化対策特別委員会会議録

1. 日 時 平成23年6月22日(水曜日)  
午後1時32分～午後3時56分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 原 田 茂 委員長 西 岡 晃 副委員長  
竹 岡 昌 治 委 員 安 富 法 明 委 員  
南 口 彰 夫 委 員 大 中 宏 委 員  
河 村 淳 委 員 柴 崎 修一郎 委 員  
荒 山 光 広 委 員 三 好 睦 子 委 員  
有 道 典 広 委 員 秋 山 哲 朗 議 長  
布 施 文 子 副 議 長
4. 欠席委員 田 邊 諄 祐 委 員
5. 出席した事務局職員  
重 村 暢 之 議会事務局長 岩 崎 敏 行 議会事務局主査  
岡 崎 基 代 議会事務局主査
6. 説明のため出席した者の職氏名  
林 繁 美 副 市 長 田 辺 剛 総合政策部長  
篠 田 洋 司 総合政策部次長 松 野 哲 治 総合政策部商工労働課長  
伊 藤 康 文 建設経済部長 秋 枝 秀 稔 建設経済部次長  
福 田 和 司 総合観光部長 綿 谷 敦 朗 総合観光部観光振興課長

午後 1 時 3 2 分開会

委員長（原田 茂君） それでは、只今より活性化対策特別委員会を開きます。副市長さん何か報告事項ありますか。

副市長（林 繁美君） ありません。

委員長（原田 茂君） 議長さんありますか。

議長（秋山哲朗君） ありません。よろしく申し上げます。

委員長（原田 茂君） それでは、レジュメが配付してあると思いますが、審査事項に入りたいと思います。初めに市街地の活性化について、これは、先般、3月16日の特別委員会で、中心市街地活性化基本計画の策定についてと関連の美祢あきない活性化応援事業概要（案）について、また、空き家対策に係る国の補助事業について、それと空き家対策に係る取組事例について、執行部より説明をいただきましたが、執行部の皆様が、災害のことで庁内会議があるということで、急遽中止といたしました。ですので、再度、この件について執行部より説明を求めたいと思います。はい、松野商工労働課長。

総合政策部商工労働課長（松野哲治君） それでは、市街地の活性化についてでございます。前回の特別委員会での重複になりますけど、再度説明をさせていただきます。昨年3月に策定をしております美祢市総合計画の中に今後の商工業の振興課題としまして、中心市街地活性化基本計画の策定を掲げ、具体策としまして、美祢駅前周辺の市街地整備を見直し、商業などの活性化と商店街の空洞化対策、コミュニティの場づくりを展開すると計画をしております。この中心市街地の活性化ということは、美祢市のまちづくりだということで、市街地の整備と言いますか、駅周辺だけの整備ではなく、最終的には、市街地の全体的な整備、さらには公共施設の整備、商業の活性化、公共交通の利便性の向上、それと街中居住とかそういういろんな組み合わせにも話が及んでいくのではないかと考えております。しかし、当面は、総合計画にありますように、商業などの活性化や商店街の空洞化対策、コミュニティの場づくりを展開することに視点を定めてまいりたいというふうに考えております。また、1市2町が合併しました美祢市では、美祢駅や美祢市役所周辺だけの市街地形成だけではなく、旧美東や旧秋芳の総合支所付近にも市街地の形成を保っておりますので、この地区も含めまして、美祢市拠点市街地活性化審議会設置条例により今年度から審議会におきまして、拠点市街地の活性化基本計画の策定についてご審議をいただく予定にしておるところでございます。

続きまして、今年度から新たに美祢あきない活性化応援事業を展開してまいりま

すが、昨年度までは、美祢駅前付近から国道435号までの間に区域を限定しまして、空き店舗補助を行ってまいりました。この事業では、合併後におきましては、昨年12月に1件の申請があったのみでございますが、もっと皆様方に利用していただきやすいように、美東、秋芳の商業集積地区にも範囲を拡大し、補助内容も充実させた新事業の美祢あきない活性化応援事業により新店舗開設を容易に進めていただき、地域振興と商店街活性化のお手伝いをしようとする事業でございます。

次に空き店舗等調査結果でございます。これは、美祢市商工会に委託しました美祢市商業現況調査の集計でございます。お手元に資料を配付しておりますが、調査分析につきましては、後ほどご一読いただくことにしまして、集計表がございます。2枚ものがございますけれども、その1枚目、市内の営業店舗につきましては、一番上の表の右下に489店舗という数字を挙げております。ですから、美祢市全体で営業されている店舗は489店舗でございます。一方、空き店舗並びに遊休地は下から2番目の表でございますが、右下の171という数字になっております。この空き店舗、遊休地のうち賃貸の意思確認につきましては、一番下の表でございますが、賃貸の意思があるとの回答は、22件ございました。また、不明が86件ございますが、このうちで何割かは、賃貸の可能性があると考えれば、恐らく40件弱については、新たな事業展開の可能性があると考えられます。今後、このような物件を現在、美祢市役所ホームページには、空き家情報としてアップしておりますが、同じような形で空き店舗情報として公表できるよう、関係者の了解を得まして進めていきたいというふうに考えております。以上で説明を終わります。

委員長（原田 茂君） はい、ありがとうございました。はい、伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 前回、説明をさせていただきました空き家対策に係る国の補助事業の概要と裏面になりますが、空き家対策に係る取組事例をご説明しました。一応、国の補助事業につきましては、一定の概要を言いますと、事業の目的でその地域の一定の青写真、まちづくりの発想の後に、事業が成立するというところで、国の事業としては、多い時に2分の1、全体事業の2分の1補助、条件によりましてあるということで、取組事例がないということで、資料3の下のほうに書いてございます。これにつきましては、個人財産の解体ということが生じておりまして、現的には取組事例がないということになっております。（発言する者あり）

分かりやすく言います。取組事例、この表には、インターネットで取り寄せた情報ですが、下関市、長崎市、富山県滑川市の事例を挙げております。要は、廃屋、古

い建物で一定の地域の要望があった場合に、その土地、建物を寄付していただくと。それで、それには、いろんなチェック、抵当とかいうものを全て整備していただきまして、寄付した後に対応するというので、下関で20、21年度で3件ございます。それには、当然一定の区域ゾーンを示されておりまして、先程言った条件と数々の諸条件がございます。しかしながら、長崎についても件数が30件程度ございますが、いずれにしても全国的にも廃屋、空き家、建物があったうえに廃屋になって、周辺環境に危険等を生じるということで、社会問題になつとることがございます。その数を全部、要綱でした場合に大変な膨大な事業量になるということで、先進地といいますか、3市につきましては、一定の地域を設定してされているという状況がございます。大変かいつまんだ説明ですが、以上です。

委員長（原田 茂君） はい、ありがとうございました。只今、執行部より説明がありました。皆さん前回の資料はお持ちですかね。ちょっとコピーしますんで、暫時休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後1時50分再開

委員長（原田 茂君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。お手元に皆さんいきましたでしょうか。執行部のほうから、先程、説明をいただきましたが、質疑を受けたいと思います。どなたか。質疑はないですか。竹岡さん、質疑はないですか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） この問題で一番ネックになるというのが、秋芳洞の入口の入って右側の空き店舗の件でないかと思いますが、この国の補助金事業なんですけど、これに係るのでしょうか。

委員長（原田 茂君） 執行部の方、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） その建物につきましては、先程かいつまんだ説明をさせていただきましたが、その建物の土地、建物の当然所有者の同意の上という前提がございますので、それであっても、先程、国庫事業では取り組みはないということを行いました。現実問題は、個人財産についての国費を入れる場合に、一番初めの目的、まちづくりの青写真のものが明確に謳われた上での国庫事業になりますので、その意味では、そういう青写真とかいうものが成立した後、土地、建物の所有者の100%の同意があれば、可能性があるというふうに現時点では思っております。以上です。

委員長（原田 茂君） はい、三好委員、よろしいですか。ほかには。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） さっきの説明があったが、あまり詳しくは分らないのですが、賃貸の意思があるかないか、この表をみると171が空き家のあれになっちょるんじゃが、この中で情報を収集しよるとか、流しておるとか、執行部のほうから話が、説明がありました。その結果は、どういう状態になっちょるか、わかりゃあ。

委員長（原田 茂君） はい、松野商工労働課長。

総合政策部商工労働課長（松野哲治君） 只今のご質問にお答えします。まだ、今現在は、空き家の所有者等に賃貸が可能かどうかの調査をしておる段階でございます。今後、賃貸を可能とされる方の了解を得ながら、ホームページ上に公表していこうということでございます。ですから、今、現在では、まだ公表はしておりません。以上でございます。

委員（河村 淳君） 了解。

委員長（原田 茂君） ほかには。南口委員。

委員（南口彰夫君） 正確に聞き漏らしたんじゃが、空き家等の取得は、無償提供なんかいね。ちょっと、誰か答えて。

委員長（原田 茂君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 先程、空き家対策に係る取組事例をご説明させていただきました。その中で3地区、下関、長崎、滑川市ということで、この事例では土地建物等を寄付されてやられてる事業ですということで、取組事例を説明しただけです。一応、3地区では、そういうこととそれ以外に市税を完納しているとか、物件の貸借権云々、いろんなものが全てないということ。また、その市でも全域ではなく、一定の区域を定められてやられておられます。取組事例の報告までです。以上です。

委員長（原田 茂君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） ちょっと、今のところは、本当、非常に微妙と言うか、大胆な報告なんじゃけども。例えば、美祢地域、それで駅前を中心にかなり歯抜けになってきよるそいね、空き地に、もう解体されて、老朽化で空き地になって。空き地になっちょるのは、商いを辞めるのに土地の所有者と建物の所有者が違うから、その商いを商売を辞めるから、上を解体して更地にして戻す契約になっちょるから更地にしたという例もあるし、それから、競売物件ですでに競売物件になって放置さ

れ、苦情が出て更地にしたとかですね。さらにまだ、更地にはなっていないが、もう明らかに倒壊の恐れのある危険家屋と思われるようなところで、何らかの事情があったんだろうと思うんですが、既に人も住んでいなければ、商売もしよらんと。空き家どころじゃあなくて、それこそ倒壊危険家屋と思われるようなものが放置されちよるところもあるんですね。それらも含めて、ある程度の無償でただで市に提供してくれたらと。もうちいと、取り組み状況と言うか、実績も含めてね、どういう実績と効果がありながら、当然、その放置されちよるところはね、税の滞納が相当あるじゃろうと思うんです。固定資産税の家屋も土地も。税の滞納も含めながらどう処理をされていってるんかという報告をしてもらわんにゃあ、ただ単に、この辺に住んじよって、空き地になって、更地になって、建物もやりっぱなしやから、無償で提供してくれる人、おっちゃあないですかって言うたら、そうねえな話だけしたら、あほかって言われそうな気がするそいね。実績が、そういうところで他市のところで取り組みがあるんじゃないかと思ったら、もうちょっと詳しく説明をしてもらわんにゃあ、変な誤解だけ生まれるんじゃないかと思うんですけどね。いかがですか。

委員長（原田 茂君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 何度も言いますが、これ取組事例としてある一定の調査をかけまして表にしたものでございます。この表には、左側に目的から始まりまして、事業、事業主体、ずっといきまして、その他で一応の実績も書いております。今、言われました税法上の滞納云々とか、いろんなことも中の項目の要件の中には市税を完納しておることとか、諸条件が入っております。それと、その事例については、商業ゾーンというものではなく、下関の事例とか聞きますと、一定の市街地区域内の特定地域ということで、ある程度景観で保全する区域とか一定の要件を定めたところで、それも木造住宅とかということで条件があります。今、それをすぐ美祿市の駅の前のところ、そのままはめるというものではなく、取組事例として報告した状況でございます。以上です。

委員長（原田 茂君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） あの、ここ確かに空き家対策に関わる取組事例。伊藤部長が取組事例、取組事例って何回もしつこう言うから認識はしたんですけど、確かにそう書いてある。ただし、事例でこの中の真ん中の最後6番目が、土地の所有者が市税を完納していることと。じゃけど、ですが、その実際に空き家とかなって、店舗も住宅も含めて放置されちよるのは、総務部長おっちゃあないけえ分からんけど、総務部長のところにはあいろんな相談事も含めて、苦情もいっぱいくるから分

かりやすいと思うんですが、そうなった経過っちゅうもんがあらね。誰も好きで空き家で放置して、そのっていうことにはなりゃあせんいいね。元々商売を始めるにしても、土地を購入したり、土地を借りるにしても、その上に建物を建てて中を改装してって、いろいろお金を投資して、商売をして来られたり、また地域で言やあ、民間の住宅地も含めて入るわけですから。民間の住宅地と企業の社宅代わりのアパートが入るか、ぎりぎり入るか入らんかちょっとよく分からんのですが、そういうものも含めて投資をしてきたと。それが、放置されていると。そうすると放置されているには、放置されている理由があると。しかし、6番目の土地の所有者が市税を完納していることって言うて、先代の人亡くなって、それで、その店舗も住宅も誰も住まんようになったと。ただし、じゃあ先代は亡くなっておっちゃあないから、土地が放置されてちよる土地を調べりゃあ、必ず、相続者がおるわけいね。相続者でやれば、おそらく10年ぐらい、例えば、そこは、親不孝通りを中心とすりゃあ、一区画がまあ30から50坪なんですね。30から50坪で、かなり築年数が30年から40年です。平均して。そこに10年、もう人が住んでのうて、商売もしてなかったら、恐らく税の滞納が発生しちよると。税の滞納が発生して、その例えば50坪でほとんどあそこは、総二階が多いので、そこに寄付をしたいと思うた時に、相続者が例えば3人おったと。しかし、相続者の承諾を得て、美祿市に寄付をしたらどうですかと、俺がおせっかいじゃから、言うて行ったとする。そりゃあいいですよと、承諾をもらうた。ほんなら、是非この寄付をしてくださいよとやりよったら、いや、調べたら、そのいや、ここおっちゃあないけど、税務課長じゃがね、いやあ滞納がありますと。滞納が恐らくね、10年間ぐらいかかると14.5が加算されるから、大体100万近うなります。そうすると100万円を悪いけど一人35万円ずつちょっと税金払うて、その上で寄付してもらえんじゃろうかって言うたら、恐らく南口さん何ええかげんなことを言うか、このぼけが、帰れって言われる。じゃから、その辺のところ、今後、空き家対策に係る取り組み事例を、事例を除いたら、取り組みになるわけいね。取り組みにする気なら、ここの土地の所有者のその税を完納っちゅうところが、本人が生きちよって、税の滞納っちゅうのは、一般質問でやったけどね。税金を納めないほうがええと思うちよる人間は、誰もおらんのやけえ。税金を納められるような人になりたいって、私もずっと思ってきた。その上、なおかつ納得して税を納めると。これほど素晴らしいことはない。一般質問でやったいね本会議場で。だからこの税の始末も含めて、今後この取り組みの事例をのけたら、取り組みになってしまうわけやか

ら、そういう取り組むんやったらどこまで、どう検討を今後されていくんかと。詰めた検討が当然必要だろうと思うんで。今、ここで即答というのは、事例を出しただけなので、今後、そういうことも含めながら検討していくことが出来るのかどうなのか。事例で始まって事例で終わるんかどうか。所管がまたがるやろう、総務課も含めて。（発言する者あり）

委員長（原田 茂君） 執行部、取り組み、答えられますか。はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 当然あの、今、全国的にも空き家が増え、そのうちまた何%は廃屋となり、周辺環境に生命の危険、いろいろあるということで、こういう先進地でもこういう事業をされているところがあると。美祢市もこれを踏まえて、現状でも私のほうに、市道に近接の建物等で事例は聞いております。市道の場合の具体例を言えば、市道に影響があるものについては、崩れた後には対応は致します。しかしながら、崩れる前から所有者の100%の同意があれば良いのですが、とかく了解を求められる状態に無いということがございます。従って、とにかく所有者に同意を頂いて、地域の方には同意を頂いて、一定の危険防止をすること努力してくださいと現状ではその状態でしかございません。今後、美祢市においてもこういう廃屋等で観光区域、商店街にも生じる事がありますので、今後また検討していかないといけないということで、要件案件条件等も、整備していく必要があると今の時点では考えております。

委員長（原田 茂君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 伊藤建設部長。先程、崩れかかっちゃう物を崩れたら対応しますと言うたいね、現時点で。それが今の美祢市の方針かね、老朽化施設に対しての。崩れて怪我人が出たとか、死人が出てから対応する。揚げ足を取るわけじゃない。揚げ足を取るわけじゃないあのね、現状がどうなっちゃうか、私もわかって質問しよるわけ。ところが、もう例えば、そこの親不孝通りを含めて、建蔽率がどうのこうの、そんなのは関係ないわいね。全くその隣の敷地と、こっこの隣の敷地がじゃね、駅前のところの、そのさらにちょっと路地に入ったところなんか、表から見たらこう繋がっちゃう様で、横からよう見れば微妙に数10センチじゃないよ数センチ開いちゃうだけよ、建物が。それをぴっと前から見りゃそれなりに、後ろから見りゃこれね、どう見ても、今度また反対側から、その2軒建っちゃうんかなと思うたら、その間に一区画ちっちゃな家がまた建っちゃうわけ。そんなんがいっぱいあるそいね。しかも、壁が既に落ちかけよる。で、建蔽率関係なしに建てちゃうから、少なくともそこのそのわき道が、もともと幅がどの程度あったのか知ら



んけど、舗装されちよる所に、軒下が既に出ちよるんじゃから。そのコンクリ壁やらひびが入って、中にはいつ崩れるか解らない。ていうところまで、今、駅前付近の空家で、老朽化しちよるのが沢山ある。それで、それが、私が関わりおうた中でも競売物件になれば、競売で落したところが、取ったところが調べてみたら、美祢市の人じゃなくて他市の人で、何年か経って放置しちよるから何らかの対応をしろと。しない場合は法的な処置を取るぞって言うたら、ちいとこんとの筋の入ったおっさんが出てきて、なにおってやって、なにをやるんかって言って来て。このまま放置して万が一瓦など飛んで怪我人が出たら、ただでは済まさんぞってやりあいこしたら解体してくれたと。だけど土地は向こうがにぎちよるそいね、寄附しやせん。まともに手に入れとりはせんやろう。ただ、解体費は相当金がかかちよるはず。で、危険家屋というのは、じゃからそこまで老朽化して危険だと。そういう意味で言やあ、行政と、まして建設部であれば、その危険家屋を、じゃあ事故を起きる前に未然に防ぐと。ましてあの周りは高校生やら小中学生の通学路になちよるところがいっぱいあるんじゃから。そうすると、安全を確保する為にも、既にこの話の論議とあわせながら、必要な行政処置を取ると、何らかの形でよ。行政がみんな解体したり修繕したりそんなことは出来りやせんじゃから。税金のね。逆に市民に負担をかけるようになるんじゃけど。だけど、ある面ここが危険だと。ということになれば、行政のほうで持ち主をきちんと税金を14.5を課税するのを通知書をどんどん送るだけじゃのうて、何らかの指導をして、解体をさせるなり、補強をさせるなりの行政指導が求められて来るんじゃないですかね、これからは。と思います。委員長。

委員長（原田 茂君） ご意見ですか、質問。（発言するものあり）はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 言われる現状というのも解ります。建築基準法上の番人でありませ建築主事、その中でそういう建物については、所有者に指導、命令、勧告等をできる措置がございます。当然過去にそういうものを行いましたものは、法の番人に連絡し、南口議員が言われる、未然の危険防止もなるといったことでやったことは当然でございます。先程、道路にこけたらやるという意味合いに取られました。実際は当然台風等もありまして飛散もするということで、当然一定のことは倒れる前にそれなりの防護策をやるなり、当然しております。その辺はちょっと説明不足で申し訳ございません。いずれにしても今後そういう建物について、個人資産ではありますが、その辺行政的に、一定のことを、ちょうどもう数年前か

らそういう社会問題になっておりますが、その辺を美祢市においても、先程の事例ではございませんが、美祢市版を作った計画も必要など要綱等も必要など現在では思っております。回答にはなっておりませんが、よろしく申し上げます。

委員長（原田 茂君） 南口議員よろしいですか。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） この問題はね、私はこう思うんじゃが、こういう問題が空き店舗の活用の問題点と書いてあるが、要は、そういう店舗が無いようになっちょるというのは、いろいろな理由があろうが、経営が出来んようになった人が殆どじゃろうと思う。そうすると人口が減ってきちょるし、店舗、大型スーパー等も出てきちょるが、要は、問題はそこで空き店舗の今度活用してやって行こうたって、そこに来てくれる人が私はひどくおる可能性が少ないような気がして仕方ないんじゃが、その辺は執行部としてはどねえ。この空き店舗ちゅうのはこれが無いようになったちゅうことは、たぶん経営状態がこれはやってもだめだろうというので、空家になっちょるのがほとんどじゃないかと。持ち主はまだ生きちょってか知らんが。この辺が一番の問題がありゃへんかと思うんじゃが。その辺はどういうふうに思っちょるか。

委員長（原田 茂君） どうでしょうか、執行部の方。はい田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） ただ今の河村委員のご質問ですけど。おっしゃる通りそうとう難しい問題で、鶏が先か卵が先かというようなことだと思いますけど、前回皆さんにお配りしている資料は商店街にある店舗が商売を止めて、空き店舗になったり、あるいは更地にするという事例がふえているわけですけども。それを食い止める為に、今のその空き店舗の状況の所に、どうにかして入って頂いて、商売をしていただこうと。そういう考えでやっておるものですから。

委員長（原田 茂君） はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 今、言われることは解ります、どねえかしてその復活しようという考えは解るんじゃけど。今言うたように、人口は少のうなるが、商店が多ゆうて、これを復旧するっていうたって、なかなかそれは問題点難しかろうというんじゃ。大変じゃろうと思う。執行部のほうが何ぼがんばっちゃっても。そのなかなかこりゃ、よし俺はあそこに行ってやっちゃろうというのが、なにかがそこに行ったらやれるというメリットがないと、つい行って損するために来やせんから。この辺は大事なことじゃろうと思う。何ぼ2分の1の補助が出たとしてもじゃ。

委員長（原田 茂君） はい、田辺部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 確かに空き店舗に補助を出して、意欲のある人に入

っていただくというただそれだけでは、ほんと商業の活性化とか人口増加には繋がらないというのはおっしゃるとおりで、郊外型店舗のほうにお客さんが移っているということもありますので、人の流れをどうするかとか、商店以外の例えば公共施設を近くにするとか、いろんな要素を複合的に組み合わせたまちづくりと言うか、市街地の形成について、総合的に考えてやる必要があるかと思えますけど。この空き店舗の活用も、その中の一つということでご理解がいただけたら。

委員長（原田 茂君） はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 言われることは良くわかりました。移動人口増やしたり、人口増やさんにやどねえもならん、意味ないんじゃないじゃ商店ちゅうのは。その辺ちゅうのは考えられていると思うから、これで終わります。

委員長（原田 茂君） ほかに。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 基本的なことだろうと思うんですが、要はですね。今、河村委員も言われたんですが、過疎とか、観光地にしても、観光客の減少とかいう現実があるわけですしね。結果として空き店舗が増える、廃屋が増えると。これは結果論ですよ。それで、執行部のほうでは活性化のためにですね国のこういうふうな空き家対策等の補助事業が今組まれておるから、これを何とか活用して、活性化に取り組みたいという事だろうというふうに思うわけですし、どうせやるならですね、こういう補助事業に、補助があれば乗っていくというのが筋だろうと思うんです。で、ちょっとですね、中心市街地ちょっと置いて、置いてっていうとご無礼な話ですが、観光振興でですね、ずっと以前から、例えば広谷地区の廃屋と言いますか、空店舗。それから台上に廃屋がこれも空き店舗。空き店舗と言えは空き店舗ですが、再生はおそらく不可能じゃないかなと思うような廃屋に近いようなものがあります。そういうものをですね、一つの個人の所有物を、こういう事業に乗せる。行政が主導してやらなければ、おそらく片付かないというふうに思うわけですよ。で、そのときに、市が一つのその観光地景観条例とか、何らかの形でそういうものを、本来個人の責任できちんとしなければ成らないものであるけれども、この際行政が国の補助を取りながら、個人の相応の負担もしていただきながら始末をするというようなことをしようとするならば、やはりこういう事業のあるときにすべきだろうと思うわけ。そのために以前から、特別委員会等で指摘が廃屋対策等についてはあるわけですから、何らかのですね、現状での対策と言うか方針はお持ちなのかどうかお聞きしたいのですが。（発言するものあり）秋芳洞、秋吉台周りに限って、あんまり広いと答えにくいでしょうから。

委員長（原田 茂君） はい、福田総合観光部長。

総合観光部長（福田和司君） それではただ今のご質問で、観光の商店街関係の空き店舗の状況についてと、考え方ということに限定させていただいて、お話をさせていただきます。3月の一般質問であったと思うんですが、竹岡委員さんほうから、市長のほうに空き店舗についての質問がございまして、市長の方が答えられたのは、地域の理解の下、そういう条件を整えば考えるというふうなご答弁をされたと思っております。この空き店舗の補助事業につきましては、明らかに民間が存在するという前提の場合に、当然民間の負担に基づいて、空き店舗の改良などの対策をされるというやり方が民間部分のやり方でありまして、地方公共団体のほうにつきましては、土地の、先程建設部長が説明しましたように、譲渡を受けた場合に、市が寄附を受けたりそういった場合に、市のほうがこういった国のメニューを使って、解体等の作業にこういった補助金を充てることは考えられると思っております。午前中の特別委員会のほうでも、議員さんのほうからご要望があったのですが、景観条例とそうしたものを市として考えたらどうかというご意見もありまして、市長のほうにそういったものを照らし合わせた形ですね、市が民間の問題になっている空き店舗につきましては、現状が所有としては民間が持っているという状況にあります。ですからこの辺を、市のほうの所有ということまで含めて検討する等余地があれば、そういった手段等も考えられるのではないかとこのふうには考えております。以上です。

委員長（原田 茂君） はい安富委員。

委員（安富法明君） 言われることはよう解るんですよ。で、その、ですからね。午前中の委員会の景観条例等がどのような趣旨で発言されたかは分かりませんが、だから、一つの市ですね、観光客誘致の骨格になるような部分について、秋芳洞ないし秋吉台が仮にあると。そこに廃屋なり空き店舗が点在すると。非常に見苦しいし、観光地のイメージが暗くもなるし悪くなるっていうことをずっと言われているわけですよ。だからその現状に対して、もうそれがみんな民間の土地であり、民間の建物であるというのはもう明らかなわけで、みんな知っているわけですよ。だから今までいろいろと何と言いますか、ま、倒産をされたりしてですね、債権者がおったりということで、なかなかその難しい。ていうのも解っているわけ。部長が言われるようにですね、土地の譲渡、要するに建物については、建物と土地の所有者が違うというのもあるんですよ。いろいろな条件を踏まえた上で、これ何とかせんといけんわけですよ。だから、土地がもし譲渡していただけれ

ば、その市のほうで国の補助事業に乗ってということであれば、できるのであれば、この際ですね、このまま置いてはおけないわけですから、その土地の所有者と交渉をしてですね、解体させてもらおうと。その跡地も利用してですね。周辺の再開発というあれになるのかも知れませんが、跡地の利用も含めてですね。周辺の活性化の基本的な計画を立てていくとっていうか、絵を書いていくようなことを考えないと、基本的なその活性化のための計画作りにはならんと思うんですよ。ただ、こういうふうに国の補助事業があるよと、事例とかを出されてもですね、前向いて進まないと思うんですよ。その辺のことをやらないといけない。その為ですね、住民に対する一定の責任も応分の負担も、負担と言いますか意識を持ってもらわんといけないために、観光地の景観条例も必要であってですねある一定のマナーというか縛りを掛けるのが必要であれば、そういうような条例の制定も必要である。そういうものを作りながら、この制度を見ながら、要するに一体的にその観光地としてのイメージを回復していきましょう。そういうことに成らないと、そういう話に成らないと、なかなかいいこといかなのじゃないかなと思うんですよ。その為私ら、こういうふうなことをしたらどうかって言い方をするわけですから、執行部のほうも、それに対して検討をどんどんしていただけないと、やはり難しいのかなと思うんですよ。ですから執行部としての取組みですよ。観光立市と言われるの。商業地についてもまあ同じようなことが言えるやろうと思うんですよ。前提に、河村委員さんの言われるようなのがあるわけですから、何ぼそのおいでませ、こういうふうなのがありますよってなかなかそれじゃって手が上がらない、さっき1軒で言われましたよね空き店舗の。それがまあ現実だろうと、思うわけです。

委員長（原田 茂君） はい、副市長。

副市長（林 繁美君） 先程観光の部長のほうの説明しましたが、実は午前中の特別委員会でも全く同じ話題がありました。特にあの観光ですから、秋芳の入口、商店街の入口と、台上の廃屋の問題がありました。それでお答えしたのが、旧秋芳町時代にも法的にやはり調べられておるとということも伺ってます。しかしどうにもならなくて、現在まで来ておるとのことですので、是非この際にですね、もう一度改めてそのような法的な知識のある方、弁護士さん等ですけど、もう一度そういった土地の絡んだ、民間の土地の絡んだ廃屋の関係で、行政との係わり合い、どのようなことができるのかというのをですね、一応調査をするように指示をしておりますので、その辺で午前中の委員会でもそういったお答えをしております。

委員長（原田 茂君） 安富委員、よろしいですか。他には。ありませんか。質疑は無いようですので、この問題はなかなか奥が深い問題であると思いますので、また次回のテーマにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 奥が深すぎて、トンネルを歩いて行きよったらとうとう闇のまんまで、光が見えんまま来年の4月を迎えてはいさようならじゃ、この議会何をしたことやらになるので、少なくとも執行部の皆さんは、解散は無いけど、もう一人だけ解散のある者がおったけど。ここを来年の4月でみんな一旦クビなんですわね。職員は一旦採用されたら、定年までずっとおれるけど。で、それを逆算をして、何らかの提案を、これが事例が提案になるのかどうかは、副市長だけでは即答は難しいんだらうと思うんですが、次の委員会までには市長を含めて協議をされて、来年の3月に向けて、何らかの事業として提案ができるのか出来ないのかを方向付けを出して貰えるのか。それと、もう一つは執行部側に検討して貰いたい要請なんです。それから委員長のほうに、是非議長とも相談をして、これを受けて委員会で独自の提案をするのかどうなのか。検討するのかどうなのかも含めてですね、こっちは委員会側のほうなんですわね。執行部がどう見てもものりくらりで、来年の三月を迎えりゃ議員はみんなおらん様になりそうだから、まあ適当にというええかげんな事じゃないとは思うけど往々にして特別委員会の場合は、ある意味積極的に提言をしてきた例もあるけど、ある面、結局最後には何をしたことやらで終わる例も多いんです。だからもう来年3月議会が最後なので、後3回しかありませんから。その何らかの委員会として、政策提言を執行部にするのか。その辺を正副委員長と正副議長と協議して一定の方向を出していただければ、委員会としての取り組みも違うんじゃないかと思います。以上です。

委員長（原田 茂君） わかりました。そのように致します。それで執行部のほうはいいですか。あの、次の委員会までに協議されて、何らかのご提案をされるのかどうかということです。はい、副市長。

副市長（林 繁美君） 協議ということでございまして、今のお話の中身は空き店舗の対策での、そういった中のメニューにかかる事業化の方向性をということで認識していいわけですか。はい、それは当然ですね、空き家バンク等でネットにも出していますし、当然人口定住の見地からもですね、空家の今の対策をする必要がありますので、まあこれを持ち帰って、よく検討してですね、次回の委員会までに方向性なりが示されればやりたいと思います。それと今の空き店舗、空き家でですね。きょうのちょうど官庁速報というのがあるんですけど、北海道でですね、やは

り空き家バンクをずっと行政が登録制でやっておってですね、今回から新たに土地も含めて空き家空き地バンクを作り上げたという情報をきょう見ました。やはり建物だけでも老朽化等いろいろ問題もありますので、もしこれが本当出来れば、空き地のバンク等もできれば考えてみたいと思っています。以上です。

委員長（原田 茂君） 只今、副市長が申されたように、次回この問題をテーマにしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、ここで暫時休憩を取りたいと思います。45分まで休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時46分再開

委員長（原田 茂君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。審査事項の2番目の小規模集落について、この件については、前回も前々回もいろいろ皆さん方からご意見を出していただいておりますが、これをまた詰めていきたいと思っておりますので、どなたかこれについてご意見をお願いいたします。ご意見はないですか。（発言する者あり）その問題はですね今からどういうふうにしたらよいか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 小規模集落についての定義付けを、もう一度再度確認したんがいいと思うんですね。今、小規模集落はそのうち減ってなくなると私が言うたら、ほかの委員がいいやそんなことはない、小規模集落は増えよるところ言うんですいね。あれ何でどこが違うんかなと思えば、いずれ小規模集落は減ってなくなる。一時的に小規模集落が、例えば美祢市に小規模集落が100戸あったとするならば、それが150戸に増えるような経過をたどるが、小規模集落は、10件あるところがいずれ5件になり3件になり0件になったら減っていくんよ、ほたっちょったら。（発言する者あり）違うちゃ、総人口が日本の人口そのものが、あと25年後には全体が急速に少子化で減っていくんじゃから、人間がますます減ってきたら、小規模集落が一時的に増えるが、人口そのものが減るんじゃから、小規模集落そのものがなくなってしまふ。いずれほたっちょきゃ。（発言する者あり）

委員長（原田 茂君） 只今、小規模・高齢化集落についての配付されましたが、これの説明を。はい、篠田部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） それではお配りしました資料についてご説明させて頂きたいと思っております。まず説明は定義と県内の状況と美祢市の状況、それと県が委託して行いました21年度の小規模・高齢化集落实態調査の結果について概要を

説明させていただければと思います。まず限界集落ということです。限界集落とは、必ずしも明確な定義が確立していませんが、代表的なものとして、高知大学名誉教授の大野晃先生ですけど、65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭であるとかあと道造りなどの社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落と定義されております。提唱の経緯につきましては、同氏が林業の衰退と再建をテーマにした研究の中で、林家集落というか林業集落の現状を報告するために、過疎という用語では実態とずれているということで、より深刻な実態を指摘するために生まれた用語が限界集落でございます。ただ総務省、国土交通省、農林水産省でこの語は用いられておりません。ですから基礎的条件の厳しい集落であるとか維持が困難な集落といった表現が採用されていますし、また自治体でも使用を控える動きがあります。また補足ですけど、明治大学の小田切教授は限界集落という語の普及と共に自治体などが安易に高齢化率などを表面的な事象だけで集落問題を捉え、集落の現場を見ようとしていないという指摘もされているのも事実でございます。次に小規模・高齢化集落についてですが、山口県地域振興部などでは、集落内の戸数が19戸以下、かつ高齢化率50%以上の集落と定義づけております。県内の中山間地域の状況ですけど、先の本会議でも竹岡議員が触れておられますが、地域振興5法指定地域と農林統計上の農業地域累計型の中間農業地域と山間農業地域のいずれかに該当する地域が中山間地域ということになりますけど、山口県の中山間地域は県全体の69%の面積、そして26%の人口を占めております。山口県内の中山間地域に属する3,305集落のうち、小規模・高齢化集落は調査では424集落でございます。ただこの数字というのは、絶えず死亡、出産、転入、転出がありますので、絶えず動いている数字であるということは申し添えさせていただきたいと思います。では平成21年度の小規模・高齢化集落の実態調査結果の概要ですけど、事業実施主体は山口県立大学附属地域共生センターで、調査対象は424集落、調査回収率は63.7%の結果の概要でございます。集落結果の概要といたしまして、集落共同活動等の取組状況や将来の見通しといたしまして、最も基本的な活動といえる寄り合いの回数が、年1回が最も多く、この数字は年々減少してるといいう実態でございます。地域づくり活動の意向といたしましては、最も意向の高い取り組み事項は記載のとおりでございます。特に地域住民による高齢者見守り活動の展開といった安全・安心への取り組みの意向が特に強いというのが見てのとおりでございます。また集落間での連携の状況でございますが、無作為抽出の16集落中14集落で何らかの形で近隣集落との連携活動に取り組んでいらっしゃるという



うことでございます。主な連携活動の内容は、自治会活動での連携であるとか、新たな地域づくり組織等での連携であるとか、集落営農での連携でございます。あと4番目といたしまして、外部人材活用等の状況や取組意向でございますけど、UJターン者等の外部人材の受入に関しては、取り組みに消極的な意向が多かったということでございます。最後にこの報告書では、最後に調査結果を踏まえた今後の方向性を提言として纏めております。まず1番としては、集落による取組としては地域づくり計画の作成とか、くらしの視点での話し合いの場づくりであるとか、近隣集落と連携しながら地域運営全体を担う仕組みづくりであるとか、集落外部人材との連携とその受入体制づくりと、あと最後2番目といたしまして、行政支援のあり方といたしまして、地域に対する目配り機能の充実であるとか、集落活動等への側面的支援、そして集落等連携を促進するための支援であるとか、あと集落外も視野に入れた人材の確保育成にかかる支援であるとか、都市住民等への情報受発信等について提言書を纏めております。以上でございます。

委員長（原田 茂君） ありがとうございます。只今、執行部より小規模・高齢化集落について説明がありましたが、これを踏まえて皆様方ご意見はございませんか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） UJターンで外部からの受け入れとかありますが、実際に帰って来られた方が何世帯かあります。でも実際に農業ができなくなって、農業を止めてはおられません、ほかの仕事に出られたりしておられますし、今回また新たに農業就かれたほかの方ですけど就かれたんですが、何か県の補助か何かないかということで問い合わせをしましたが、ないということで就農してもなかなかそういった支援がないことと農産物が売れないということで、なかなか難しい点がありました。そういった面で本当に今、産業の振興ということなんですが、産業の中にもこの自然を生かした、資源を活用した農業の振興が一番大事かと思えます。私、一般質問でもしましたけど、農業振興計画は美祢市の農業どうやっていくんかということでお尋ねしましたけど、国の農業政策が揺らいでるからなかなか出来ないと言われましたけど、今、現に国のあれを待ってるんじゃないで、現に今、本当にこの美祢市の農業が大変だと。荒廃地がたくさんあると。今そういった面で荒れた土地が多いと。本当に農業をやっていく人が少なくなってるし、本当に今そういった遊休農地が多いのをどのようにしていくかということが一番大事だと思いますが、それを大事にしないと担い手も今ここにも述べられていますが、それを支えていく担い手も少なくなって、だんだん今のこのテーマについてなかなか難しいと思

ます。農業振興が一番の資源活用として、今の資源を活用するといった面で、美祢市の農業今からどうしていくんだというその指針があるといいのではないかと思います。荒廃農地がたくさんあるのどうしていか。10年後の美祢市の農業がどうなっていくか。農業サービスここにも10年前のが載ってると思いますけど、これからだんだん衰退していくんじゃないかと。それをどのように食い止めるのかというのが今回のテーマだと思いますけど、それにどのように取り組むべきか、市としての農業の取り組みの状態というんですか、お尋ねしたいです。国がふらふらしてるからというのでは、もう美祢市は、今、国がふらふらしていても、今、農業どんどんやっていかなければいけないといった、生きていかなければいけないので。そういう面ではどうなのでしょう。

委員長（原田 茂君） 執行部どうでしょうか。はい、秋枝建設経済部次長。

建設経済部次長（秋枝秀稔君） 先程、話がありました新規就農者の件につきましてはですね、手続きを踏んでいただきましたらですね、新規就農につきましてはいろんな制度的な支援がございます。年齢制限が若干あるということは理解いただきたいがというふうに思っております。それから農業をどうするかということですね一般質問にもいろいろ出ておりましたですね、市長さんが答えられましたとおりですね、今、本当人口減高齢化でどうするかということを考えるときに、集落営農がやはり一番の切り口ではないかというふうにですね思っております、今年から新年度予算ですね、わずかでありますけど集落リーダーの育成の関係の補助金も始めました。そういうことですね集落営農を切り口にいたしましてですね認定農業者と連携しながら地域農業を担っていく。そういう切り口から大きく羽ばたいていくというような一応の青写真は持っております。以上でございます。

委員長（原田 茂君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 農林課はおっちゃんいそいね。三好委員の話というのはね、美祢市のどこの話をしよるかようわからんといね。例えば私が知っちょる美祢市というのは、当然西厚保から豊田前からこっちで、率直に私が美祢に来て25年になるんですいね。生まれ育った宇部市の八王子なんですけど、今は飛行場ができて海の底になっちょるんじゃないけど、本籍地は私が25年前こっちに来たときから、何でこんなところに家が建っちょるんじゃないかと思うようなところがいっぱいあった。ところが、もともと美祢市は無煙炭というものが採掘されて、どーんと厚狭駅から下関にいかんと線路が麦川に引かれて、炭坑で栄えた街なんですね。炭坑で栄えて、やがてそれが石灰に移ってと。美祢市のMINEというのは、英語で言えば日本語

訳やったら宝庫ともいうんですね。地下資源、宝庫という意味で名前がついちよるんかなと思うぞ。じゃあ農業や林業の話をしたときに、本来専門農家で定年制を設けるなら、今年卯年ですから、卯年は来年みんな定年なんです。60歳未満で専門でやれる農家が、美祢市に何軒あるんかと言うたら、それこそ専門農家って数えるほどもおらんです。成り立たんのですいね。耕作面積が一つの専門農家が成り立つとすれば、耕作面積がどの程度水田がどの程度あって、田んぼがどの程度あって、ある程度山の守をしながらいうことになれば、それなりの面積が必要だろうと思うんです。その辺は一つは執行部に俗に言う農家というものが成り立つとするならば、どの程度の規模をある程度示しよるんかと。国かどっかが示しよるはずなんです。それが旧美祢市の中に成り立つようなものがあるのかと。旧という言い方をしたのは何故かと言え、もう一つ私は秋芳洞の関係で、40年、30年前から赤郷というところに農協があったんです。今もあるかないか知らんけど、そこにだいぶ通うた記憶があって、あれからサファリの間の方面というのは、かなり広い農地があるんですね。そこには当時はですよ、当時は専門農家である程度若い方がやられよるといのは、見たり聞いたりしよった。地理的条件が旧美東町や旧秋芳町、それから旧美祢市、だから町の中で地域性が相当違いがあるだろうと思うんです。その中で農家をどう育てていくんか、農林業どう育てていくんかというのは、地域性を見ながら専門農家が育っていくんか、先程言うた専門農家の定義付けがちょっと一つほしいんですが。そういったところできちんと分けて評価をし、どう対応していくんかというような基本を抑えた政策的なものがあれば、ちょっと取りまとめて説明してもらえればと思います。以上です。

委員長（原田 茂君） はい、秋枝部次長。

建設経済部次長（秋枝秀稔君） なかなか難しい問題でですね。即回答というのはなかなか難しいんですけど、今の農業に所得がついて回れば、担い手もきちっと残っていくとこういう状況になるんですけど、これは所得がついて回らんということですね、これをどうするかというところでございますけどですね。なかなか見えん状況もございましてですね。美祢市は今年の水稲の共済面積が3,000ヘクタールございまして、転作が約800ヘクタールございます。それをですねやはり土地を守っていくためにはですね、土地利用型農業の推進がですねこれは不可欠ということですね、集落営農がですね大型化していただいて守っていただくというふうに思っております、それをその中で施設園芸等とか梨とかいろんなものが入ってくると思いますが、そういう形で一応描いておるところでございまして、

答えになってるかどうか、ちょっと申し訳ないんですけど、この辺でお願いいたします。

委員長（原田 茂君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） そうするとですね、私がざっと見て、田んぼいえば2、3反、畑でいえば1反か1反5畝ぐらいというのを耕作するのはよく見るんですね。それから、それがその何町とかいうてやりより人もおるが、やれ2町やりよる3町やりよると言うて言よるけど、どこのそねいな2町や3町田んぼや畑があるんやろかと思うたら、大きな4トントラックにコンバイン乗せて、西に行ってみたり東に行ってみたり走り回しよるわけいね。あっちこっちのやつを分散してやりよるとそれは農家と言えるんだろかという気がするんです。聞いてみれば、半分以上人の田んぼ頼まれてやりよると。だからこれから先当然食料の自給率を高めるとかどうこういろんな国策の問題もあるんですが、この美祢市で農家を育てるのか、農業を育てるのか。採算の合わん、私がこっちに來たときに、今度ボーナスが出たらコンバイン買い換えるけという話は農協でよう聞きよった。今度ボーナスが出たらって、ボーナスはどこでもらうんかて言うたら、宇部興産とか役所とかじゃね。なるほどなと。ボーナスが出たらコンバインを買ってやるようなのは、これを農家と言えるんかどうかというのをいつも疑問におもっちゃった。この美祢市に必要なのは確かに国策に沿って自給率を高めんやいけん。だけど2反であろうが3反であろうが、畑が目の前にあるからそれを何とか守をしちよかんにやいけん。それをどっかで稼いできて補うというのがある面大半なんです。美祢市中。そうした農家を援助していきながら、先祖代々の土地じゃから泣き泣きやりより人もおるし、コンバインに乗ってるのがストレス解消という人もおるじゃろうし。将来行政がいろんな形でやるとすれば、限界集落の本来ちょっとそれてしもうたんじゃけど、イコール農業じゃ私はないと思うちよる。答えは一言言いたかったのは、さっきの質問で、限界集落イコール農家どうかすれば限界集落は解消するっていうそういう問題じゃのうて、これは切り離すべきだと。そういう意味じゃまず美祢市の農業や農家の問題については整理をしておくことが必要だと。それが限界集落については先程篠田次長が報告したように、限界集落については旧美祢市の場合は、私は平成9年にじゃったか、売り出して来福台計画を平成7年にたてて9年に売り出しをします。それで平成3年に計画をたてて7年ぐらいに売り出したんですね。その時に俗に言う地域の集落は、もう衰退をするうちほったらかすんかなと。というのはなぜかと言えば、あそこで1,000戸の団地で一極集中なんです。この小さな街の中

で。1,000戸作るということは、一極集中で、回りはもうほたっちょってもいいから、こっちに出てこいという政策かなと、実質3分の2近くはそうですから、周辺部から街中出て来た。当時私が取り上げたのは、道路も穴が開いた。電球の球が切れた。他市でも宇部やよそで公共が公社で開発して、住宅団地作れば、県であろうが市であろうが、みんな苦情は市役所に言うてくる。それで早急に市役所が対応すると。それと地域では道造りも含めて、全部地元住民がおわんにゃいけん。電球の球1個、防犯灯1個でも自分らが交換しなければならない。そういう生活環境の地域格差を作ってきたわけですから。そうすると美祿市の小規模・限界集落、政策的にはね。政策的には既にほうたるということで終わっているのではないかと。言うて私は思ってきたんですが、それを改めて何とかするということであるならば、とてもじゃないがおそらく来年3月が限界ですから、今から議論しても間に合わんのじゃないかと。(発言する者あり)限界集落とか小規模、周辺をどうかするのが、イコール農業や農家をどうかするというこの理論の理屈の組み立ては間違っているんじゃないかと思います。以上。

委員長(原田 茂君) はい、河村委員。

委員(河村 淳君) あのですね、この資料もろちよるんじやが、この関係で限界集落一応19戸というあれがあるんじやが、要はですね執行部のほうはどう思ちょるか知らんが、うちの真長田でもあるんじやが、要は営農なんかは集落で田んぼが部落が違ったところへ田んぼがあって、そこが隣の部落ですいの。その辺の集落の分を19戸以下の分を隣の集落と一緒にそれこそ、合併を推進をする気持ちがあるかないか。そうすることにおいて、農業のこと南口委員言うちゃったが、農業か農家が多いところは必ず田んぼがよその部落にあって、その部落のほうの営農組合に入っちょかんにゃいけん。ということになると、部落が同じ部落におってあっちこっち付き合いせんやならん。そういうことになると、19戸以下ということになると、近隣の部落と一緒になったらスムーズに物事ができるんじゃないかと思うんじやが、その辺について執行部のほうはどう思われるか。それかというてぜんぜん集落つこうかてつかれん部落もある。孤立したような山の中にぼつんとある部落はあるが、この特殊なところをのけりゃ、一応その隣の部落と一緒に19戸以下ならやられたほうが、行政的にも割合スムーズに行くんじゃないかと思うんじやが、その点はどういうふうに思われちょるか。(発言する者あり)

委員長(原田 茂君) 田辺総合政策部長。

総合政策部長(田辺 剛君) 只今のまず地区というか集落の(発言する者あり)

部落という呼び方は現在使っておりません。（発言する者あり）ちょっとその時期というのは、おそらく合併前から現在区という何々区という（発言する者あり）分かりました。（発言する者あり）条例確認してまた。（発言する者あり）

委員長（原田 茂君） それでは、ちょっと暫時休憩を取ります。

午後3時17分休憩

午後3時26分再開

委員長（原田 茂君） それでは休憩前に続き会議を開きます。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 先程の私が発言した部落という話を出して、通常美東町では言ったことをつい、法的には完全に区でいかんやいけんということですから、区と訂正させていただきます。大変ご無礼でした。それで今、質問したことについて、執行部のほうが何か考えがあれば言うて聞かせて下さい。

委員長（原田 茂君） はい、田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） それでは河村委員のご質問にお答えしたいと思います。ご質問は小規模・高齢化集落の合併を推進するかと、していくかというような内容だったかと思います。まずご質問のお答えになるかどうかというのは自信がないんですけど、合併を推進するというか、執行部としても小規模・高齢化集落単独で、そこの抱える農地の保全ですとか、道造りとか、高齢者の見守りというのはなかなか困難ではないかという認識を持っています。ですからそれをどうやって解決するかということになると、なかなか難しい問題なんですけど、やはり周辺の地区集落等共同してですね、いろんな問題に対処することが重要になるんじゃないかと。そういう発想から今年度ふるさと応援未来創造交付金事業という市の単独事業なんですけど、この間の複数の地区が共同して、その地域の課題の解決に当ろうというところを主眼としておりまして、この事業は小規模・高齢化集落の抱える課題を解決しようという思いも含まれております。ですから、そういうだんだん共同化が進んでいけば、自ずから合併という形に繋がるかも知れませんが、強制的に現在のところすぐ即合併ということは考えておりません。以上です。

委員長（原田 茂君） はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 今、説明で分かるわけですが、要はこのどう言うたらいいか、5番か、調査結果を踏まえた今後の方向性ちゅうのがここに書いてある。その中でここへ出ちよるのが、近隣集落との連携しながら地域運営全体を担う仕組みを作りたいと。こういうことは、隣の集落と一緒にやったがええちゅうのはね、私は

ね何故言うかというたら、同じ田んぼが区に全部あればいいんじゃないけど、よその区に田んぼがあって、そこにやるとその隣の区と相談して集会にも行かんにゃならん。ということは、その田の持ち主は二つの区にまたがっての集落営農になってくる。こう言うことが一つの区にして纏めてやれば、一緒にスムーズに運営ができるというふうに私は解釈しちよる。私が実際のところ自分の区においてそういう方が2、3軒ありますので、よその区からこうこうこうで印鑑もらいに来たり、こういうふうな承諾をとというようなことがあって、またその集会にのぞかんにゃいけんという地区が多分あると思う。その辺を一括してやれば、そこが行政上もスムーズに行くんじゃないかという考えで私は意見を述べた。じゃから、今のところそういう考えが努力をして私はもらいたいというふうに考えますが、どうでしょうか。

委員長（原田 茂君） 田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 只今の河村委員のご質問、ご意見なんですけど、一括してということなんですけど、一括して強制的にということもなかなかそれぞれの地域、区で歴史をお持ちだと思いますので、それもなかなか無理にはできないんじゃないかというふうに考えておりますので、一番いいのは自然な形というと無責任のように聞こえるかも知れませんが、強制的にというのはちょっと難しいというふうに考えております。以上です。

委員長（原田 茂君） はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 難しいのは分かるけどね、実際実現を私らがしよるのは、水路関係にしても用水路にしても、全部三つぐらいの区が一緒のところは水路関係、用水路があるわけ。じゃからねいろいろ話し合いの時皆区が同じ区であっても三つの区に行く集会もあります。間違いない。そういう無駄なことをやるよりは、今の営農集落とちょっと書ちよるけど、近隣の連携した地域の連携制をやろうということじゃから、区においちゃそねいしてもろうたほうがええという意見が出れば、そういうふうにやっていくということで解釈はええんですか。

委員長（原田 茂君） はい、田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 今、地元からそういう声が出ればということをおっしゃいましたけど、それは地元が合意されれば、それはそれで大変いいことじゃないかというふうに考えてます。

委員長（原田 茂君） はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 一応そういうこと地元がええということならええということなんですけど、特に小規模集落については、特にその辺の必要性は私はあるような気が

する。これを解決するにはその方法しかない。うちのところでも区の集会ちゅうのはない。年に1回とこれ書いちゃうけど年1回ない。区長が書類をもって一軒た回るぐらい。9軒しかない。というような区もあるわけです。区もあることじゃから、この辺はね行政としてもやっぱ考えんやいけんと思う。そこのところ意見として述べさせてもらって終わります。

委員長（原田 茂君） ほかに。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 今の河村委員さんがいわゆる行政区を一緒にしたらどうかとこういう提案なんですけど、私一般質問でもちょっと申し上げたと思うんですね。今年政策部がふるさと未来交付金事業、これをですねせっかくいい制度だと思いますし、それから山口県の中山間地域の支援事業が確か私は22年度で終わってたと思うんですが、美祿市がそれとまあもっと内容を変えたものを作り上げられたんで、これを利用して実は堀越が119世帯ございます。119世帯というても九つの集落が区があるわけですから。そうしますと皆平均したら10戸足らずちょっとぐらいしかない。しかも65歳以上の方が相当の数があるということで、すべてが当てはまるんじゃないかというような地域なんですね。今回この事業を取り入れるときに、広信の放映されるからしかたがないんですが、広信というところは堀越の小学校があったところなんですね。堀越で言えば中心地になるところ、当然昔は農協ありましたし、郵便局もあったり、そうした公共施設もあったところなんです。それがなくなってそして、しかも12軒あった集落が今現在6軒。その中であまり若い方もいらっしやらないというような状況なんです。ちょっと旧厚狭郡側によっていきますと、引塚という集落があります。ここも今少なくなってます。この行政区を堀越の皆さんが今のところ住民の皆さんは大きな反対はないんですね。一緒になろうやと。ですからこういう事業を通じて、総合プランを策定して是非行政のほうも支援していただきたいし、それからやはり地域のリーダーを作りながら、そうした誘導していかんにやいけん。三好委員が資源の活用、資源の活用というけど、私は必ずしも土地だとかそういうものに限定してないんです。人の資源というのものもあるわけですから、堀越も3人の方が本気になられて、今度の日曜日に集まられるそうですが、今のところ60人ぐらい集めようかというんですから、119世帯で60も集められたら大変だなと思うんですが、そうして地域が一生懸命になって取り組んで行こうと。当然ここにもありますように見守り隊もお年寄りもたくさんございますから、そうした独居老人のマップも作っていかうや。それからその人達をどう見守って行くのか。ですからまさに今から小規模・高齢化集落の維持については、こ



の事業をですね、今年度に限らずずっと私は続けながらそうした誘導と言いますか、やっていくべきだなと思うんですね。河村委員よう聞ちよってかね。要するに行政から仕掛けるんじゃないくて、足下からそういう仕掛けをしていくべきだなと私はこう思います。以上です。

委員長（原田 茂君） ほかに。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 農業じゃないんですが、今、消防法が何か変わるようになっておまして、スタンド、地下に埋めたタンクですか、地下タンクが30年以上経っている設備については油面計って言うんですかね、油が漏れるんじゃないかというその油面計を取り付けなければ営業が出来ないということになってると聞きました。それにかかる店もあるかと思えます。そういった場合に、スタンドが辞められたら本当に限界集落でない集落もだんだん限界集落に拍車を掛けてしまうのではないかと思います。そういった面でスタンド組合のほうにも補助金が、今回の消防法の改正で石油組合のほうからも補助金があると聞きましたけど、市として限界集落に拍車を掛けないような対策として、この油面計ですか、それに補助金がつくような制度というのはあるのかないのかお尋ねします。なかったら作っていただきたいなとそれでないと。（発言する者あり）

委員長（原田 茂君） 三好委員関連はあるんですけど、ちょっとこの問題は（発言する者あり）答弁いきます。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 大変難しい議論なんですよ。例えばさっき南口委員が言われた、限界集落対策が農業振興対策イコールじゃないよという話がありましたよね。そのとおりだと思うんですよ。一定規模のですね中山間地ですから、第一次産業がメインになりますから、農業振興が大変重要だというのは分かるんですが、ある程度ですね所得を確保しようと思ったら、規模をある程度大きくしないとやれませんか、そういう意味では言われるとおりだろうというふうに思うんですよ。だから限界集落対策、小規模集落対策がですね農業振興じゃないということ、それからですねあと行政効率ですよ、行政効率が悪いから小規模集落どねいかしたら行政効率が上がるかも知れませんが、仮に集落統合とか合併とかという話をしたからといって人数が増える訳じゃないですから、それも活性化にはやはり遠いんじゃないかなというふうには思います。それでですね今、竹岡委員が言われたあの辺が一番自然で、成り行きからすれば一番モデル的な話になるんだらうというふうに思うんですが、じゃあ行政としてどうするかちゅう話なんですよ。それで私一番思うのはですね、この前の一般質問でその辺のことは申し上げたつもりなんですが、

今、竹岡委員の話の中で田辺部長がふるさと未来創造交付金について言われましたよね。言われた意図するところはね僕もあのとき分かったんですよ。小規模集落とか、要するに限界集落的な集落が2、3寄ってですね何かしようじゃないかということで、とりあえずその区長さんの判子を押して参加をせと、手を挙げと。何かをする何をするかというのは決まなくていいと言うんですよ。じゃあ各地区で美東・秋芳・旧美祢地区で5組で1,000万ずつ3,000万と、こういうふうな事業なんですよ。へたらそれ以上になったらどねいするかといったら、抽選しますという話なんです。それじゃおかしいことないか、もっと良いプランを持ちよるのに、抽選して事業量の棟が上がるかどねいかわからんようなところが抽選で通ってですね、良いプラン持ちよるところが落ちたらどねいするんかねという話もしたんですよ。そう思われるでしょ皆さん。私もそう思うんですよ。ここで思惑の違いが全然あるんですよそこが私言いたいんですよ。だから執行部は企画のほうはですね、今から要するに小規模集落対策として、この事業が一助になってほしいと。だから何とかしようじゃないかで集まって、話し合いをしたりアンケートをとったりで、今からそれに事業費の1割でもかけてやって下さいと。結果的に計画倒れでできんでもええという思いなんです。今14地区と言うかな14組手が上がってるんですよ。一応枠の中におるから、市長は全部認めようじゃないかとかこういうふうな言い方をされてたように思うんですよ。それはそれでいいんですけども、この思いの違いなんです。手を挙げたところはみんな事業計画持っているんですよ。これしようじゃないかと。だから竹岡さんはそれが決まらんから、手をよう挙げんかったから、来年度以降もこの事業続けてもらえないだろうと言ったら、市長考えますよとこういう話でしたよね。私大切なのは思いの違いなんです。行政側が意図するものと受けるほう側の集落と言いますか、地区のものとの考え方の差がひどすぎるなと思うんですよ。その辺を埋めてやることを行政側として考えなくてはいけない。そのことが一つあるんです。これは十分に考えてほしいと思う。この辺がないと、今政策的に打たれてる事業の意図するものが、全然変わってくるんですよ。良いプランがあっても、そのプランを採用することよりも、小規模集落が集まって何か話をすることに意識がある。そこから何かを育てたいという意図があるんですよ。確かにあるんです。感じるんです。それならそれで、もうちょっと最初からその事業の説明をきちんとせんにやいけん。その上で、この小規模集落対策が少しでも前に進むんじやったら、そら言われる政策的に一つの成果が見えてくるわけですよ。農業政策なんかでも、そういうことが言えると思う

んですよ。この活性化の中で産業振興条例をまず作った。理念だから理念条例だから、あれ見てもですね、読んでじゃあどうしてこれが市の活性化に繋がるかということの具体的なあれは見えないわけですよ。農業関係とか林業関係とか商工業関係の条例等が、どういうふうに機能するかということですよ。あれをもとにして。だから、おそらく私も思うのは、一つのモデルを作ってほしい。今のさっきの空き家対策も一つですよ。ここを対象に一つのモデルとして、こうしたらこの制度に乗れて、受益者負担はこれだけいる、行政もこれだけ負担をする、国の補助がこれだけあるよと。でも地域はこねいなるといふふうな具体的なものを示してやらないと、プランの成果というのが出てこんと思うんですよ。農業でもそれ。農業もこの前ちょっと言ったのは（発言する者あり）そういうことを含めてですね一つのモデルをですね出さなくちゃいけない。農業にすれば、これだけ例えば10ヘクタールなら10ヘクタールの規模でこういう営農を展開したら、こういう補助事業があって、こういうふうな制度に乗れてといふふうな、そういうものを作っていかないかね。やはりですね、てんで店先に、行政という店先に条例がいろいろその都度その都度のあれでですね、出て並べてあってもですね、全体としては成果をなかなか見ることができんし、分からんと思うんですよ。その辺が対策として一番必要、産業振興にとって必要なんじゃないかと思うんですよ。（発言する者あり）

委員長（原田 茂君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 今、安富委員が言うたのに私は基本的に賛成なんじゃけど、ただ議長が執行部に求めるんじゃなくて、この委員会の中で議論をして提案し方向性と。ところが安富委員のやつは、最後のところは具体的にモデルを作ると。ところが具体的にモデルを作るちゅうのは、人とお金がいるわけいね。その執行権は逆に執行部しかないわね、ここには予算も何もなし。モデルを作ってくれというのが最後の落ちじゃったから、それはもう当然（発言する者あり）

委員長（原田 茂君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） この間から一般質問で私が堀越のこと言いよるけど、せっかく200万という予算があるんで、堀越の人と一緒にそうした本当に中山間地域の支援事業になるようにということで、ある意味ではモデル事業にしたいという意気込みで今みんなが燃えてるんですよ。ですから、ちょっとほかのところよりはおそらくプランを出すのも早いと思います。もう7月いっぱいぐらいには出せるような段取りでやろうと今進んでますので。やはり今おっしゃったようにやっていけば、ここに一つ問題がでる、こっちにも出て来るといふのがありますので、我々は最終

目標3年先ですけど、3年間でなんでかそうしたモデル的なものやってみたくてという意気込みで、今一生懸命やってるんですね。ですが、プラン策定はもうあと1ヶ月そこらでやり上げてしまおうという意気込みなんですね。ですからそれに対して、さっき私が申し上げたのは、行政で支援できることはしていただきたいということをお願いただけです。

委員長（原田 茂君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 私もさっき安富委員のところモデルをと。特に空き家対策って、これ5年ぐらい前から言いよるし、合併に新しくなった時に特別委員会でも空き家対策を具体的に条例化して実施したそいね。ところが、おそらく昨年でも商工の課長聞くけど、空き家対策に基づいて具体的に適用した事業は、おそらく1じやのうて0じやろ（発言する者あり）1になったかねあれが。おめでとうございます。そんぐらいもうずっと0が続いて画期的な1になったそうです。この1がいつ1になるか相当交渉のやりとりも含めて、この1が本当にモデルになるかならんかというのは特例なのかちゅうのは、また今度きちんと報告してもらいたいと思うんですけど。ここで空き家対策一つ、それから限界集落、農業問題って、いくら議論しても具体的にじゃあそれを試しにやってみてくれというところを詰めんかぎり、執行部は4時前かどっかで休憩なるな、そうするとあと1時間か、どうせ5時15分がなりやあそんぐらいにはやめるじやろうと。私でも時計見ながら時間が経つのを待ちよるけど。それでなんでかと言ったら、常任委員会じゃったら出した提案を議決してもらわんにゃ帰れんそいね。夜中になろうが、ところが特別委員会というのは何かを要求して、すぐ結論を出さんや夜中までかかってでも帰らんどというものは、一度もないから。そうすると、結局特別委員会言いつぱなしのやりつぱなしということで終っちゃうから、そういう意味じゃ、きょう出てきた議題を一つ一つをやっぱり何らかの形もとめんにゃね来年の3月ではあじゃから。そういう意味で、具体的な施策をどう取り組むんかということ、もう既にこの段階ではやっぱ委員会として、本来なら決議、文書でいるんなら文書作ればいいし、ここで言やあ話は十分聞かせてもらいましたから、私副市長が、市長に報告いたしまして、所管の建設部長等集めまして協議して、直ちに必要であれば9月議会の当委員会に報告できるようにいたしますと。私が副市長ならそう答えるけど、勝手に言うちゃいけんから、その辺も含めて、そろそろ執行部に詰めていったんがいいんじゃないかと思います。

委員長（原田 茂君） 副市長どうですか。（発言する者あり）あのですね、私が

さっきから思っておることは、先程篠田部次長から小規模・高齢化集落についての資料を頂いたんですが、これの平成21年度に県のほうで調査がされております。それで今皆さんがご意見をいろいろ言われたことが、5番目の結果です。それをちょっと見ていただくと、これにいろいろ先程のモデル事業の云々ということは入っておりませんが、その辺を踏まえてまとめさせてもらうといいかと思うんですが。（発言する者あり）それでは一応そういうものも出ますし、再度もう少し詰めますかね。（発言する者あり）それでは9月議会のほうへ、もう一度テーマとしたいと思います。よろしいですか。（発言する者あり）

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（原田 茂君） その他に移ります。

委員（柴崎修一郎君） あのですねこの度山口県国体がございますね。そのあと終わったあと、10月22日から10月24日まで第11回全国障害者スポーツ大会が開催されるわけですよ。今、山口では小さなホテルまで全部バリアフリーといいますが、特にトイレなんかはですね市が負担して、50%ぐらい負担してるのかな。だからそういうことでやって非常にお客さん取ろうとして非常に街がワアワアになってるということ聞いてるんですけど、そういう補助と言いますか、県内の他市でそういう補助やってるところあります。山口市以外で。

委員長（原田 茂君） はい、副市長。

副市長（林 繁美君） 特には聞いたものはありませんが、ただ福祉サイドのほうでそのようなことはあるかも知れませんが、今言うように補助があるかないかという確認はですね、ちょっとその辺は取ってみないと分かりません。ただ美祿の場合ですと、観光で秋吉台、洞周辺のトイレは、年次的に障害者用といいますが、トイレも中は変えるようにはしてますけど、それは単独等でやってますので、どういった施設か、公共的なそういった施設なのか、民のほうの施設で、ちょっとその辺は確認させていただきたいと思います。

委員長（原田 茂君） あの後刻でよろしいですか。ほかにはその他。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（原田 茂君） ないようですので、これにて活性化対策特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時56分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年6月22日

活性化対策特別委員会

委員長 原田 茂